

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の給与控除に関する条例

制 定 平成 14 年 7 月 1 日条例第 22 号

最近改正 平成 26 年 2 月 13 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、別に定めるもののほか、職員の給与から控除することができるもの（以下「控除金」という。）を定めることを目的とする。

(控除金)

第 2 条 控除金は、次に掲げるものとする。

- (1) 小樽市職員福利厚生会その他の地方公共団体におけるこれに類するもの（以下「福利厚生会」という。）の会費
- (2) 福利厚生会の行う事業に係る購買代金及び貸付金返還金
- (3) 福利厚生会の団体取扱契約に係る生命保険及び火災保険の保険料
- (4) 福利厚生会の団体取扱契約に係る金融機関等の定期積立金の掛金
- (5) 北海道都市職員共済組合の行う事業に係る積立金その他の徴収金
- (6) 職員団体の組合費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が適当と認めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 15. 2. 12 条例 2）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 19. 10. 19 条例 11）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 10 2 号）附則第 3 条第 1 1 号に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）に係る保険料の控除については、なお従前の例による。

附 則（平 26. 2. 13 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。